

指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所『あんの家』料金表

平成27年8月1日 改定

1. 指定訪問介護の介護報酬に係る費用(利用者負担1割(左側)あるいは2割(右側)分)

項目	サービス1回あたりの料金			
	身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
① 基本額 下段()内は、利用者1割負担額を円に換算して表示したものです。ただし、小数点以下は切捨てとなるため、1カ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	20分未満	165単位 (183円or365円)	20分以上 45分未満	183単位 (203円or405円)
	20分以上 30分未満	245単位 (271円or542円)	45分以上 (一律)	225単位 (249円or498円)
	30分以上 1時間未満	388単位 (429円or858円)	(身体介護に引き続き行う場合)	
	1時間以上 1時間30分未満	564単位 (624円or1,247円)	20分以上 45分未満	67単位 (74円or148円)
	以降1時間から計算して	80単位 (89円or177円)	45分以上 70分未満	134単位 (148円or296円)
	初回加算	サービス提供責任者が初回または初回と同月内に訪問した場合		200単位/月 (221円 or 442円)
	夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)に訪問した場合		所定単位数の25%増し
② 加算	深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)に訪問した場合		所定単位数の50%増し
	緊急時訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合		100単位/回 (111円 or 221円)
	複数訪問介護員加算	サービス内容から2人の訪問介護員によりサービスを提供した場合		所定単位数の2倍
	生活機能向上連携加算	サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が共同で訪問介護計画を作成した場合		100単位/月 (111円 or 221円)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算)×4.8%×11.05円 (上記額-(上記額×0.9 or 0.8(1円未満切り捨て)))		

2. 指定介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用(利用者負担1割(左側)あるいは2割(右側)分)

項目	1カ月あたりの料金		
	① 基本額	介護予防訪問介護費(Ⅰ)	1週に1回程度
	介護予防訪問介護費(Ⅱ)	1週に2回程度	2,335単位 (2,581円 or 5,161円)
	介護予防訪問介護費(Ⅲ)	上記(Ⅱ)の回数の程度を超える以上の回数	3,704単位 (4,093円 or 8,186円)
② 加算	初回加算	サービス提供責任者が初回または初回と同月内に訪問した場合	200単位/月 (221円 or 442円)
	生活機能向上連携加算	サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が共同で訪問介護計画を作成した場合	100単位/月 (111円 or 221円)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算)×4.8%×11.05円 (上記額-(上記額×0.9 or 0.8(1円未満切り捨て)))	

3. 利用者負担額(1割あるいは2割)の算出方法(上記1. 2. 共通)

①基本額②加算の計算による1カ月あるいは1回のサービス合計単位数×11.05円=〇〇円

(1円未満切り捨て)

※11.05円は、鎌倉市(3級地)の地域加算

〇〇円-(〇〇円×0.9 or 0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

4. 運営基準に定められたその他の費用

項 目	金 額	説 明
その他の費用 (交通費)	実 費	当事業所の通常の事業の実施地域(鎌倉市及び逗子市小坪・久木・新宿)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えてから、 片道概ね 1Km毎に 100円

5. 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項 目	金 額	説 明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス提供料金です。 (介護予防訪問介護のケアプラン上のサービスについては、月額一律料金です。)

以上